

《更新申請手続きについて》

提出期限：令和元年8月30日（金）まで

提出場所：最寄りの県内保健福祉事務所（佐賀中部、鳥栖、唐津、伊万里、杵藤）

☆お早めにご提出いただくことで、自己負担上限月額が減額となった場合の適用が早まる場合があります。

※同封の申請（届出）書（様式第2号）に現在の登録データを印字しています。内容に変更がないかご確認ください。
 ※変更がある場合は下記提出書類の変更・追加をお願いすることがありますので、まずは最寄りの保健福祉事務所へご連絡いただき、変更の生じた日から1か月以内に保健福祉事務所へご提出ください。

	必須書類	該当される方のみ提出
医療機関へ取りに行くもの	<p>①小児慢性特定疾病医療意見書</p> <p>※主たる指定医療機関で「小児慢性特定疾病情報センター」サイト（http://www.shouman.jp/）からダウンロードしてもらい、主治医（指定医）に記入をお願いしてください ※医療意見書のデータは直近のものに限ります</p> <p>※主たる医療機関…受給者証の表左側の「指定医療機関」欄上段に記載されている医療機関です。ただし、主たる医療機関以外で現在主に受診をしている医療機関があれば、そちらの主治医（指定医に限ります）に記入を依頼してください</p>	<p>【成長ホルモン治療をしている場合】</p> <p>②成長ホルモン治療用意見書（継続申請用） ※主治医（指定医）が記入 ※様式は①医療意見書同様、「小児慢性特定疾病情報センター」サイトからダウンロードが可能です ※男子156.4cm、女子145.4cmに達した場合は成長ホルモン治療の認定が受けられません</p> <p>【重症患者認定基準に該当している場合】</p> <p>③重症患者認定申請・診断書（様式第3号） ※主治医（指定医）が重症診断書（指定医記入欄）を記入 ※申請者が重症申請書（申請者記入欄）を記入 ※現在重症認定を受けている方には様式を同封しています</p> <p>【人工呼吸器等を装着している場合】</p> <p>④人工呼吸器等装着者用意見書（様式第4号） ※主治医（指定医）が記入 ※現在人工呼吸器等装着者の認定を受けている方には様式を同封しています ※人工呼吸器等装着者の認定を受けている場合は、上記③重症患者認定申請・診断書（様式第3号）の提出は原則不要です</p>
役場へ取りに行くもの	<p>⑤世帯全員の住民票（住民票謄本）</p> <p>※マイナンバーの記載がなく、続柄及び筆頭者の記載があるもの ※保健福祉事務所へ提出する日から3か月以内に交付されたもの</p>	<p>【受診者が被用者保険に加入しており、被保険者の市町村民税（均等割、所得割の両方）が非課税の場合】</p> <p>⑥被保険者の 所得課税証明書（令和元年度） もしくは 税・市町村民税納入通知書（令和元年度）</p> <p>【受診者が国保組合に加入している場合】</p> <p>⑦同じ国保組合に加入する方全員分の 所得課税証明書（令和元年度） もしくは 税・市町村民税納入通知書（令和元年度）</p> <p>※所得課税証明書（令和元年度）は所得、県・市町村民税額及び控除内訳が記載されたものを提出してください ※6月中旬頃まで令和元年度分が発行できない場合がありますのでご注意ください ※所得課税状況が確認できない場合（証明書上「0円」ではない「*（アスタリスク）」等表示の場合）、上位所得として認定することとなるため、市町へお問い合わせの上、申告へのご協力をお願いします ※源泉徴収票、確定申告書控えでの代用は不可です ※中学生以下のお子様のは提出不要です ※複数の受診者分を同時に申請される場合は1部のみで可 ※⑩申請者の公的年金等の受給金額の分かる振込み通帳等もあわせてご提出ください</p>

受診者……小児慢性特定疾病医療受給者資格をお持ちのお子様

（受給者証及び⑧小児慢性特定疾病医療費支給認定申請（届出）書（様式2号）に記載）

申請者……原則として保護者（受給者証及び①小児慢性特定疾病医療費支給認定申請（届出）書（様式2号）に記載）

被保険者…受診者と同じ保険に加入している被保険者（申請者と被保険者は同一人物になる場合があります。）

受診者が市町村国保もしくは国保組合に加入している場合は受診者本人が被保険者です。

【健康保険の種類】

(1) 被用者保険…協会けんぽ、共済、会社の健保組合など (2) 市町村国保…佐賀市、唐津市など (3) 国保組合

裏面に続きます▶

	必須書類、持参するもの	該当される方のみ提出
お持ちいただくもの	<p>⑧小児慢性特定疾病医療費支給認定申請（届出）書（新規・更新・変更）（様式第2号） ※本通知に同封しています ※登録データを印字していますので、未記入欄や変更がある場合は赤字で加筆・訂正をしてください（裏面もあります） ※前回申請でご提出いただいた方のマイナンバーに変更があった場合は必ず申告してください</p>	<p>【⑧でマイナンバーが変更になった場合 もしくは 支給認定基準世帯員（⑧支給認定申請（届出）書裏面参照）が追加になった場合】 ⑮（1）及び（2） （1）マイナンバーカード もしくは 通知カード ※変更もしくは追加となった方の分のみお持ちください （2）来所者の身元確認ができるもの ※運転免許証など写真つきのもの</p>
	<p>⑨保険の所得区分を県から保険者に照会するための同意書（様式第9号） ※本通知に同封しています</p>	<p>【⑮で申請者以外の方が来所者となる場合】 ⑯申請者の健康保険証 もしくは 委任状 ※委任状の様式は保健福祉事務所に備え付けています</p>
	<p>⑩医療意見書の研究事業利用についての同意書（様式第11号） ※本通知に同封しています</p>	<p>【世帯内按分特例に該当する場合】 ⑰受診者と同じ保険に加入している指定難病や小慢の受給者の受給者証の写し ※自己負担上限月額の特例措置が受けられます ※1名の受診者がそれぞれ別の病名で指定難病・小慢両方を受給している場合も含まれます</p>
	<p>⑪療養状況票 ※本通知に同封しています</p>	<p>【重症認定基準に該当している場合】 ⑱身体障害者手帳や療育手帳の写し ※お持ちの方のみで結構です</p>
	<p>⑫小児慢性特定疾病医療受給者証の原本 ※有効期間が令和元年（もしくは平成31年）9月30日までのもの</p>	<p>【高額かつ長期に該当する方（別添資料<2>参照）】 ⑲自己負担上限額管理票 ※自己負担上限額管理票のみで該当の確認できない場合は領収書もしくは診療明細書（どちらも指定医療機関で発行したものに限り）を提出してください</p>
	<p>⑬健康保険証 ※被用者保険（協会けんぽ、共済、会社の健保組合など）の場合は、受診者の健康保険証（写し可） ※市町村国保・国保組合の場合は、住民票謄本に記載の全員分の健康保険証（写し可）</p>	<p>【受診者が市町村国保以外の保険に加入し、被保険者の市町村民税（均等割、所得割の両方）が非課税の場合】 ⑳申請者の公的年金等（障害年金、遺族年金、特別児童扶養手当、障害児童福祉手当、特別障害者手当等）の受給金額の分かる振込み通帳等 ※平成30年（2018年）1月1日～12月31日までに受給したもの</p>
<p>⑭印鑑 ※認め印可</p>		

○ご不明な点があれば、下記にご相談ください。

佐賀中部保健福祉事務所
鳥栖保健福祉事務所
唐津保健福祉事務所

TEL:0952-30-2183
TEL:0942-83-2172
TEL:0955-73-4228

伊万里保健福祉事務所
杵藤保健福祉事務所
佐賀県こども家庭課

TEL:0955-23-2102
TEL:0954-23-3174
TEL:0952-25-7056